原議保存期間10年 (平成28年12月31日まで)

警 視 庁 生 活 安 全 部 長 殿 各道府県警察(方面)本部長 警察厅丁生企発第42号平成18年2月9日 警察庁生活安全局生活安全企画課長

株式会社の新設分割に伴う古物営業法上の手続等について

下記1のような事案については、今後、古物営業法上、下記2のとおり取り扱うこととするので、事務処理上留意願いたい。

記

1 事案

A株式会社(古物商)は、平成18年4月1日付けで、中古車販売部門を分割し、新たにB株式会社(以下「新会社」という。)を設立する予定であるが(新設分割)新会社は、設立と同時に、A株式会社が行ってきた古物営業を継続して行うこととしている一方、A株式会社は、古物営業を廃止することとしている。

- 2 古物営業法上の手続等
- (1)新規許可の要否について

新会社が古物営業を行うためには、新会社自身による新規許可を要することとする。

(理由)

新会社は、新設分割により新たに設立される会社であり、A株式会社とは別法人であることから、A株式会社の有していた古物商の許可を承継することができない。

(2)設立中の法人による許可申請の可否について

仮に、新会社の新規許可が必要とされる場合において、新会社の設立後、直ちに古物営業を行うことができるようにするため、新設分割による設立中の法人による許可申請を、法令に定められた申請の形式上の要件に適合する申請であると認めることとして差し支えない。この場合において、新設分割による設立中の法人及び分割計画の確認を行うことができる書類の提出を「登記事項証明書」の提出と解することができる。

(理由)

古物営業の許可を受けようとする者は、古物営業法施行規則第1条第3項第2号イに基づき、申請者が「法人」である場合には、「定款及び登記事項証明書」を申請書に添付しなければならないとされている。

古物営業法に規定する「法人」の解釈

古物営業法及び同法施行規則においては、「設立中の法人」に関する 規定は設けられていない。しかし、商法(会社法)においては、設立中 の会社は、やがて成立すべき会社の前身であって、設立中の会社と成立 後の会社とは、実質的には同一のものであって、設立段階における法律 関係はそのまま成立した会社の法律関係になり、その法律的性質は、権 利能力なき社団であるとするのが通説的見解である。

古物営業法における許可は、古物営業を営もうとする者が、古物営業法第4条に規定する欠格要件に該当しないことを審査するものであるが、新設分割する法人において法人設立の意思決定がなされ、定款、新設される法人において古物営業を営もうとする者、発行する株式の割当等が決定していることにより、法人設立登記以外は法人としての設立の要件を具備しており、設立中の当該法人と設立後の法人とは実質的に同一と認められるほか、設立後の法人は新設分割前の会社の権利義務、営業等をそのまま引き継ぐものであって、許可をするに足る実態を備えているものと認められる。

以上のことから、古物営業法に規定する「法人」には新設分割による「設立中の法人」が含まれると解される。

「定款及び登記事項証明書」の添付に係る解釈

法人の場合、申請書には「定款及び登記事項証明書」を添付することが定められているところ、「定款」については、新設分割する会社により正式に作成されていることを要する。「登記事項証明書」については、登記が行われなければ存在しないが、申請者である法人の確認を行うため提出を義務付けているものであることから、新設分割による設立中の法人及び分割計画の確認を行うことができる書類(取締役会議事録の写し、分割計画書に対する株主総会の承認に関する議事録の写し等)の提出を「登記事項証明書」の提出と解することができる。

(3)設立中の法人による許可申請の手続について

仮に、新設分割による設立中の法人による許可申請を、法令に定められた申請の形式上の要件に適合する申請であると認めることが可能とされる場合においては、許可申請書の「申請者」欄及び「氏名又は名称」欄には、例えば、「B株式会社(設立中)」と記載することとなる。なお、新設分割による設立中の法人に対して許可を与えることとなる場合においては、許可証には「B株式会社(設立中)」と記載するなどしてその旨を明記して交付し、法人設立後、登記事項証明書の提出を受けて申請どおりに設立がなされたか否かを確認し、許可証の書換えを行うこと(書換え申請による。)。

(4) A株式会社による許可証返納の要否

A株式会社は、古物営業を廃止したときは、遅滞なく許可証を返納しなければならない(古物営業法第8条第1項第1号)。